令和８年９月１４日提出

# 定例教育委員会会議議案

議案第１３号から議案第１５号
報告第１６号

木更津市教育委員会

# 木更津市教育委員会会議日程

開　　会　　令和８年９月１４日（月）　午後１時００分

１ 開　会　宣　言

２ 会議録署名人の指名

３ 前回会議録作成の報告

４ 付 議 す る 事 件

| 事件番号 | 件名 | 頁 |
|---|---|---|
| 議案第１３号 | 令和８年度教育功労者の表彰について | 1 |
| 議案第１４号 | 木更津市社会教育委員の委嘱について | 6 |
| 議案第１５号 | 木更津市指定文化財の指定について | 9 |

５ 報　告　事　項

(1) 報告第16号 臨時代理の報告について　13

６ そ　の　他

(1) 専決処分の報告について　23

(2) 令和７年度教育費決算について　別冊1

(3) 吾妻公園文化芸術施設の管理運営に係る基本的な考え方について　別冊2

７ 閉　会　宣　言

議案第１３号

令和８年度教育功労者の表彰について

令和８年度教育功労者の被表彰該当者について、木更津市教育委員会表彰規程（昭和４４年木更津市教育委員会訓令第３号）第３条及び木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和６１年木更津市教育委員会規則第１号）第５条第９号の規定により、候補者名簿を別紙のとおり提出し、議決を求める。

令和８年９月１４日提出

木更津市教育委員会教育長　　廣　部　　昌　弘

提案理由

木更津市における教育、学術又は文化の振興に関し、特に顕著であった個人又は団体を教育功労者として表彰しようとするものである。

# 令和８年度教育功労被表彰候補者名簿

| 氏　名 | 所属・職 | 勤務年数 | 功　　績 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 長島　則彦 | 木更津市立<br>請西小学校<br><br>校長 | ３６年 | 校長として学校経営にあたり２校目となる。勤務３６年。その内、本市２８．６年勤務。<br>この間、教科指導、生徒指導、学校経営と幅広くその手腕を発揮した。特に体育科指導では、卓越した識見と指導力を持ち、指導の向上・発展に尽力した。<br>また、君津地方教育研究会体育部会長を歴任し、体育科指導充実のため、多くの研修会を催すなど、後進の育成に注力した。<br>校長としては、教職員をまとめ、保護者・地域との連携の必要性を説く中で、その充実化を図り、保護者や地域に信頼され、地域に根付いた学校づくりに励んだ。<br>現在、木更津市校長会副会長３年目を迎えており、本市小・中学校長会のリーダー的な存在として手腕を発揮している。<br>以上、本市の教育推進に寄与した功績は大である。 | 表彰規程<br>第２条<br>第１号<br>該　当 |
| 石井　隆久 | 木更津市立<br>木更津第一<br>中学校<br><br>校長 | ３８年 | 平成元年に教職に就き、在職３８年にわたり教育の充実と発展に尽力した。木更津市内の小・中学校延べ6校に２１年間勤務し、学校教育目標の具現化に向けて学校課題を的確に把握し、創意と工夫を生かした学校経営に努めた。管理職としては、教職員一人一人の自主性を尊重しながら協働体制の確立を図るとともに、若手教員のみならず中堅・ベテラン教員に対しても、学習指導や学級経営、生徒指導上の課題解決に向けた積極的な指導・助言を行い、教職員の資質向上に取り組んだ。<br>また、千葉県教育研究会理科教育部会中学校部会長及び君津地方教育研究会理科部会副会長を歴任し、理科教育の研究・実践の推進を通して、木更津市及び君津地方における理科教育の充実・発展に寄与した。<br>校長就任後は、地域住民や関係機関との連携を深めながら、教職員が一丸となって教育活動を推進できる学校づくりに努め、特色ある学校経営を実現した。これら長年にわたる教育実践と学校経営を通して、本市の教育振興に果たした功績は極めて大きい。 | 表彰規程<br>第２条<br>第１号<br>該　当 |

| 氏　名 | 所属・職 | 勤務年数 | 功　　績 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 藤本　佳子 | 木更津市立<br>太田中学校<br><br>校長 | ３８年 | 校長として学校経営にあたり４年目となる。勤務年数３８年。その内、本市の勤務は、教諭として１０年、教頭として３年、校長として４年の計１７年である。<br>家庭科教育において課題解決型授業を積極的に実践し、生徒の自立した生活力の育成に努めた。バスケットボール部顧問として熱心な指導を行い県大会出場へ導くなど生徒の健全育成に取り組んだ。<br>また、教頭時代には、小規模校の特徴を生かし、地域人材を活用した食育を推進するなど、特色ある教育活動の充実に尽力した。<br>校長としては、大規模校の学校経営に卓越した手腕を発揮し、教職員一人一人の声に真摯に耳を傾けながら、学校行事の充実や特色ある教育活動を推進している。さらに、小・中・高等学校との連携を積極的に進め、校種を超えた交流を実現するなど学校全体を力強く牽引した。本市小中学校校長会長を２年間歴任し、木更津教育の充実と発展に力を注いだ。<br>以上、本市教育の振興に果たした功績は誠に顕著である。 | 表彰規程<br>第２条<br>第１号<br>該　当 |
| 長島　田鶴子 | 木更津市立<br>清川中学校<br><br>校長 | ３８年 | 勤務３８年。その内、本市１６年勤務。校長として職員の先頭に立って学校経営にあたっている。<br>自己肯定感が高く未来を切り拓く生徒を育成するために、学校改革を積極的に展開し、成果を上げた。教職員に対して的確に指導・助言を行い、教職員の育成にもその手腕を発揮した。保護者・地域にも目を向け、地域社会の期待に応えながら、開かれた学校づくりに尽力した。<br>平成１６・１７年には長期研修生として千葉大学教育学研究科で「外国にルーツを持つ子どもの教育」について研究し、千葉大学公開講座や千葉県総合教育センター教員免許更新講習で講師を務めるなど多大なる力を発揮した。<br>以上、本市の教育推進に寄与した功績は大である。 | 表彰規程<br>第２条<br>第１号<br>該　当 |

| 氏　名 | 所属・職 | 勤務年数 | 功　　績 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 三枝　まさみ | 木更津市立<br>木更津第一<br>小学校<br><br>教諭 | ３５年１<br>１か月 | ３５年１１か月勤務。その内、本市勤務２４年。学級担任、特別支援学級担任、通級指導教室担当として、特に特別支援教育を支える学校の中核となりその指導力を発揮した。<br>特別な教育課程の編成方法や、個別の教育支援計画・指導計画の作成方法、 保護者支援の方法について、その専門性をいかして若手教員への指導助言を行うなど、特別支援教育の充実に大きく貢献している。<br>君津地方難聴・言語障害教育研究会、君津地方特別支援教育研究連盟の役員を歴任し、本市だけでなく君津地方の特別支援学級担任、通級指導教室担当のニーズを的確に把握し、資質向上を図るための研修について計画、運営をした。<br>本市就学支援委員会の専門調査員を務め、児童生徒の適切な就学支援に関し、専門的な調査研究を行うとともに、就学後の一貫した支援について検討を行うなど、就学支援に大きく貢献した。<br>以上、本市の教育推進に寄与した功績は、誠に大である。 | 表彰規程<br>第２条<br>第１号<br>該　当 |
| 石渡　真由美 | 木更津市立<br>西清小学校<br><br>教諭 | ３７年 | 長年にわたり小学校教員として、学級経営及び教科指導の充実に尽力し、児童の健やかな成長と教育活動の充実に努めた。勤務年数３７年そのうち、本市勤続２１年。<br>低学年から高学年まで幅広く学級担任を務め、児童一人一人に寄り添った丁寧な指導を行うとともに、豊富な経験を生かし、生徒指導面においても高い指導力を発揮した。また、学校が研究指定を受けた際には、先輩教員や講師からの指導・助言を積極的に取り入れ、校内研修や授業研究に意欲的に取り組んだ。特に算数科を中心とした教科研究に継続して取り組み、授業改善と教職員の指導力向上に大きく貢献した。<br>さらに、これまで培った学級経営や教科指導の実践を若手教職員に積極的に伝え、後進の育成にも取り組んだ。研究主任としては校内研究や小中一貫教育の研究を牽引し、全国公開研究会においても中心的な役割を果たすなど、学校の教育実践を広く発信した。<br>加えて、保護者一人一人に寄り添った丁寧な対応を心掛け、関係機関との連携にも努めるなど、保護者支援にも大きく貢献した。<br>以上、本市の教育推進に寄与した功績は大きい。 | 表彰規程<br>第２条<br>第１号<br>該　当 |

| 氏　名 | 所属・職 | 勤務年数 | 功　　績 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 井関　美由紀 | 木更津市立<br>太田中学校<br><br>教諭 | ３８年 | 長年にわたり英語科教諭として、わかる授業の充実に尽力した。勤務年数３８年。そのうち、本市勤務２４年。<br>教科指導においては生徒のつまずきや苦手意識を払拭するために、個別対応の手立てを考え、英語科のわかる授業の実践に最善を尽くした。若手の教諭を育てる視点を常に持ち、他の教諭とともに連携して同一歩調で指導と評価にあたるなど、授業改善に取り組んだ。<br>また、学級担任として、どの生徒にも分け隔て無く関わりを持ち、良いところを認める指導を貫いている。常に温かな雰囲気で、丁寧に指導にあたることから生徒、保護者からの信頼も厚い。特に、特別な支援の必要な生徒、保護者に対して、受容的な姿勢での傾聴と包容力で安心感を与え、大きな信頼を得ている。教育相談担当としては、生徒に寄り添った支援体制の充実に努めた。<br>生徒や保護者だけでなく、教職員が互いに協力しあえる風通しの良い職場作りにも大きく貢献している。<br>以上、本市の教育推進に寄与した功績は大きい。 | 表彰規程<br>第２条<br>第１号<br>該　当 |
| 安藤　久恵 | 木更津市立<br>木更津第二<br>小学校<br><br>養護教諭 | ４０年 | 養護教諭として学校保健活動の充実に尽力し、児童生徒の心身の健康保持増進に大きく貢献している。勤務４０年。その内、本市２１年勤務。<br>保健室経営を基盤に、健康相談や保健指導を通して児童生徒一人一人に寄り添った支援を行うとともに、家庭や学校医、関係機関との連携を図りながら課題の早期発見、早期対応に努めた。また、感染症対策や健康教育の推進において中心的な役割を果たし安心・安全な学校づくりに取り組んだ。<br>さらに、本市教育研究会保健部会事務局、養護教諭会役員、君津地区保健主事会会長等を務め、本市の児童生徒の心身の健康保持と健康安全教育の充実、教職員の指導力の向上に尽力した。<br>以上、本市の教育推進に寄与した功績は大である。 | 表彰規程<br>第２条<br>第１号<br>該　当 |

議案第１４号

木更津市社会教育委員の委嘱について

別紙のとおり木更津市社会教育委員の委嘱をすることについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和６１年木更津市教育委員会規則第１号）第５条第１２号の規定により、議決を求める。

令和８年９月１４日提出

木更津市教育委員会教育長　　廣　部　　昌　弘

提案理由

欠員の生じている木更津市社会教育委員について、社会教育法（昭和２４年法律第２０７号）第１５条第２項並びに木更津市社会教育委員に関する条例（昭和２５年木更津市条例第２５号）第３条及び第４条の規定により、新たに委員を委嘱しようとするものである。

# 木更津市社会教育委員候補者名簿

| 氏　　名 | 住　　所 | 任　　期 |
| --- | --- | --- |
| 濵﨑（はまさき）　光徳（みつのり） | | 令和８年１０月１日<br>～令和９年３月３１日 |

議案第14号　参考資料

# 木更津市社会教育委員候補者名簿

＊委員構成は木更津市社会教育委員に関する条例第3条による。

【候補者】　　任期　令和8年10月1日～令和9年3月31日

| No. | 委員構成 | 所属等 | 氏　　名 | 性別 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 社会教育の関係者 | | 濵嵜（はまざき）　光徳（みつのり） | |

【在任者】　　任期　令和9年3月31日まで

| No. | 委員構成 | 所属等 | 氏　　名 | 性別 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 学校教育の関係者 | | 池田（いけだ）　秀一（しゅういち） | |
| 2 | | | 吉田（よしだ）　信明（のぶあき） | |
| 3 | | | 鈴木（すずき）　希実（のぞみ） | |
| 4 | 社会教育の関係者 | | 水島（みずしま）　享子（たかこ） | |
| 5 | | | 川名（かわな）　達也（たつや） | |
| 6 | | | 佐久間（さくま）　智之（としゆき） | |
| 7 | | | 瓦林（かわらばやし）　恵里佳（えりか） | |
| 8 | | | 近藤（こんどう）　直弘（なおひろ） | |
| 9 | | | 中原（なかはら）　まどか | |
| 10 | 家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者 | | 兼近（かねちか）　裕美（ひろみ） | |
| 11 | | | 伊藤（いとう）　素子（もとこ） | |
| 12 | | | 鎌田（かまた）　節子（せつこ） | |
| 13 | | | 佐藤（さとう）　優希（ゆうき） | |
| 14 | | | 内田慎一郎（うちだしんいちろう） | |
| 15 | | | 石村比呂美（いしむらひろみ） | |
| 16 | | | 三好（みよし）　主晃（かずあき） | |
| 17 | | | 白石（しらいし）　和義（かずよし） | |

議案第１５号

木更津市指定文化財の指定について

次の文化財を木更津市指定文化財に指定することについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和６１年木更津市教育委員会規則第１号）第５条第１６号の規定により、議決を求める。

令和８年９月１４日提出

木更津市教育委員会教育長　　廣　部　　昌　弘

名　　称　　天正検地帳及び寛永八年検地帳（善場家文書）

員　　数　　５点

種　　別　　有形文化財（古文書）

所 有 者　　木更津市富士見一丁目２番１号

木更津市

所 在 地　　木更津市太田二丁目１６－２

木更津市郷土博物館金のすず

提案理由

令和８年８月４日付で木更津市文化財保護審議会から答申があったので、木更津市文化財保護条例（昭和５１年木更津市条例第３０号）第４条第１項の規定により、木更津市指定文化財に指定しようとするものである。

令和８年８月４日

木更津市教育委員会　様

木更津市文化財保護審議会
会　長　　古泉　忠之

木更津市指定文化財の指定について（答申）

令和８年８月４日付け木教文第３５０号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

木更津市指定文化財として適当であると認めます。

| | |
|---|---|
| 名　　称 | 天正検地帳及び寛永八年検地帳（善場家文書） |
| 員　　数 | ５点 |
| 種　　別 | 有形文化財（古文書） |
| 所 有 者 | 木更津市富士見一丁目２番１号<br>木更津市 |
| 所 在 地 | 木更津市太田二丁目１６－２<br>木更津市郷土博物館金のすず |

## 木更津市指定文化財の新指定に係る候補資料の概要

# 天正検地帳及び寛永八年検地帳（善場家文書）

**１　資料名**　天正検地帳及び寛永八年検地帳（善場家文書）

**２　員　数**　５点

**３　種　別**　有形文化財（古文書）

**４　所在地**　木更津市太田二丁目１６-２　木更津市郷土博物館「金のすず」

**５　所有者**　木更津市

**６　製作年**　天正 19（1591）年頃（「下郡村水帳之写」、「田」、「畑」）／寛永 8（1631）年成立・享保 4（1719）年筆写（「寛永八未年新田畑検地帳」、「寛永八未年土屋但馬守殿帳面遠用地押改帳」）

**７　法　量**　縦 30.5cm×横 20cm×厚 1.5cm／縦 28.6cm×横 19cm×厚 1.5cm／縦 28.8cm×横 19cm×厚 2.2cm／縦 30.2cm×横 21.5cm×厚 0.8cm／縦 29.5cm×横 21.5cm×厚 1.5cm

**８　体　裁**　古文書（竪帳）

**９　経　緯**

| | |
|---|---|
| 令和元年 | 木更津市史編さん事業に関する史料調査により発見。 |
| 令和４年４月 | 木更津市史デジタルアーカイブにて、資料画像・翻刻文等を公開開始。 |
| 令和６年１１月 | 第２回文化財保護審議会　新指定候補として選定。 |
| 令和７年１１月 | 第２回文化財保護審議会　木更津市指定文化財の指定に係る資料概要報告（千葉大学教育学部教授・木更津市史編さん部会　近世部会部会長　小関悠一郎氏） |

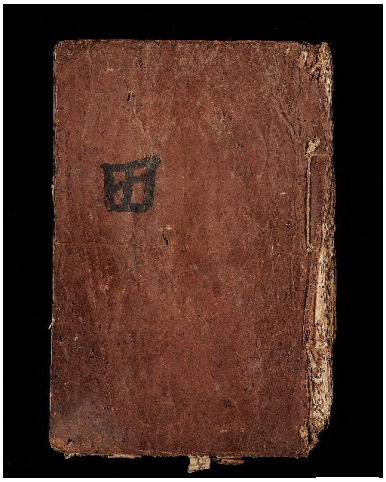
**10　市指定文化財としての適否**

天正検地帳は、太閤検地に伴う政治・社会制度の画期的変化を伝える歴史資料として、学術的価値が広く認められている。千葉県内では 18 件 71 冊が県指定有形文化財に指定されており、本市でも鈴木三郎家文書中の検地帳が県指定を受けている。本資料は、木更津市内に現存する 2 例目の天正検地帳（写本）にあたり、近隣現存の天正検地帳と多くの共通点を持ち、天正検地時の記録内容を概ね反映していると考えられる。

以上により、本資料は、木更津市域における天正検地の実態を伝える希少かつ重要な歴史資料であり、木更津市指定文化財（有形文化財・古文書）として指定することが適切であると判断される。



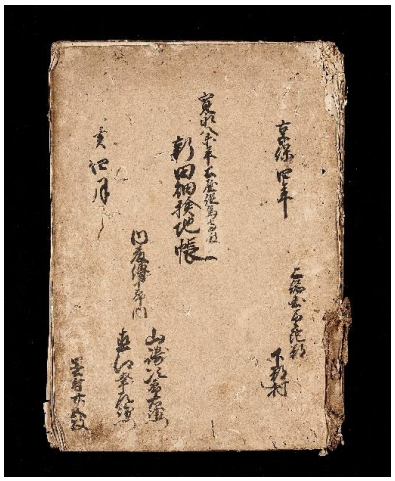
③



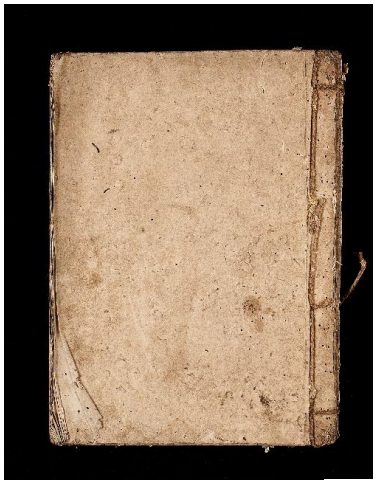
②



①



⑤



④

a

しもごおりむらみずちょう の うつし　てんしょうじゅう く ねんかのと う の く がつさくじつ
① 下郡村水帳之写（天正 十九年 辛 卯ノ九月朔日）

た　てんしょうじゅう く ねん う く がつさくじつ
② 田（天照 十九年卯九月朔日）

はたけ　てんしょうじゅう く ねん う く がつさくじつ
③ 畑（天照 十九年卯九月朔日）

かんえいはちひつじどしつち や たじ ま かみどの　しんでんばたけけん ち ちょう　きょうほうよねんうつし
④ 寛永八未年土屋但馬守殿　新田畑検地帳（享保4年写）

かんえいはちひつじどしつち や たじ ま かみどのちょうめん　もちう　じ おしあらためちょう　きょうほうよねんうつし
⑤ 寛永八未年土屋但馬守殿帳面を用　地押改帳（享保4年写）

報告第１６号

臨時代理の報告について

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和６１年木更津市教育委員会規則第１号）第６条第１項の規定により、別紙のとおり臨時代理をし処理したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年９月１４日提出

木更津市教育委員会教育長　　廣　部　　昌　弘

教育委員会の議決事項の臨時代理

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和６１年木更津市教育委員会規則第１号）第６条第１項の規定により会議を招集する暇がないと認めるので、次のとおり臨時代理し処理する。

令和８年８月２７日

木更津市教育委員会教育長　　廣　部　　昌　弘

臨時代理第１２号

市議会の議決を要する事件の議案（令和８年度教育費９月補正予算案）について

別紙のとおり

木教総第６６７号
令和８年８月２７日

木更津市長　　渡　辺　　芳　邦　　様

木更津市教育委員会
教育長　　廣　部　　昌　弘
（公印省略）

令和８年９月市議会定例会に附議する教育委員会に係る予算議案の
意見聴取について（回答）

令和８年８月２１日付け木財第４７０号で意見を求められました表記の件につきまして、意見はありません。

担当
教育部教育総務課
伊藤（内 8904）

# 教育委員会【歳入】

（単位：千円）

| 款 | 項 | 目 | 当初予算額（A） | 予算現額（B） | 補正額（C） | 補正後の額（B+C） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 50 分担金及び負担金 | 5 負担金 | 15 教育費負担金 | 4,395 | 4,395 | | 4,395 |
| 55 使用料及び手数料 | 5 使用料 | 30 教育使用料 | 269 | 269 | | 269 |
| | 10 手数料 | 30 教育手数料 | 0 | 0 | | 0 |
| 60 国庫支出金 | 5 国庫負担金 | 15 教育費国庫負担金 | 165,384 | 165,384 | | 165,384 |
| | 10 国庫補助金 | 35 教育費国庫補助金 | 63,200 | 63,200 | | 63,200 |
| 65 県支出金 | 5 県負担金 | 25 教育費県負担金 | 0 | 0 | | 0 |
| | 10 県補助金 | 40 教育費県補助金 | 37,615 | 390,407 | | 390,407 |
| | 15 県委託金 | 35 教育費県委託金 | 200 | 200 | | 200 |
| | | 40 事務処理の特例にかかる県委託金 | 64 | 64 | | 64 |
| 70 財産収入 | 5 財産運用収入 | 10 利子及び配当金 | 745 | 745 | | 745 |
| 75 寄附金 | 5 寄附金 | 30 教育費寄附金 | 500 | 500 | 3,000 | 3,500 |
| 80 繰入金 | 5 基金繰入金 | 35 生涯学習基金繰入金 | 150 | 150 | | 150 |
| | | 45 学校教育施設整備基金繰入金 | 0 | 0 | | 0 |
| | | 80 きさらづオーガニック給食基金繰入金 | 406 | 406 | | 406 |
| | | 90 こども未来創造教育振興基金繰入金 | 0 | 292 | | 292 |
| 90 諸収入 | 10 市預金利子 | 5 市預金利子 | 0 | 0 | | 0 |
| | 30 雑入 | 8 給食事業収入 | 543,939 | 262,175 | | 262,175 |
| | | 15 雑入 | 7,655 | 7,685 | | 7,685 |
| 95 市債 | 5 市債 | 40 教育債 | 0 | 0 | | 0 |
| 計 | | | 824,522 | 895,872 | 3,000 | 898,872 |

# 教育委員会【歳出】

（単位：千円）

| 款　項　目 | 当初予算額（A） | 予算現額（B） | 補正額（C） | 補正後の額（B+C） |
|---|---|---|---|---|
| 10 総務費 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 5 総務管理費 | 0 | 0 | | 0 |
| 25 財産管理費 | 0 | 0 | | 0 |
| 20 衛生費 | 300 | 300 | 0 | 300 |
| 5 保健衛生費 | 300 | 300 | | 300 |
| 5 保健衛生総務費 | 300 | 300 | | 300 |
| 50 教育費 | 4,503,926 | 4,539,832 | 3,231 | 4,543,063 |
| 5 教育総務費 | 28,420 | 28,420 | 231 | 28,651 |
| 5 教育委員会費 | 1,871 | 1,871 | | 1,871 |
| 10 事務局費 | 12,260 | 12,260 | | 12,260 |
| 17 まなび支援センター費 | 14,289 | 14,289 | 231 | 14,520 |
| 10 小学校費 | 1,417,060 | 1,417,060 | | 1,417,060 |
| 5 学校管理費 | 617,915 | 617,915 | | 617,915 |
| 10 教育振興費 | 190,134 | 190,134 | | 190,134 |
| 15 学校建設費 | 609,011 | 609,011 | | 609,011 |
| 15 中学校費 | 1,278,613 | 1,297,297 | 3,000 | 1,300,297 |
| 5 学校管理費 | 394,230 | 412,622 | | 412,622 |
| 10 教育振興費 | 150,198 | 150,490 | 3,000 | 153,490 |
| 15 学校建設費 | 734,185 | 734,185 | | 734,185 |
| 20 幼稚園費 | 0 | 0 | | 0 |
| 5 教育振興費 | 0 | 0 | | 0 |
| 25 社会教育費 | 154,970 | 169,528 | | 169,528 |
| 5 社会教育総務費 | 51,857 | 52,372 | | 52,372 |
| 10 青少年育成費 | 6,416 | 7,212 | | 7,212 |
| 15 公民館費 | 0 | 0 | | 0 |
| 20 図書館費 | 46,087 | 46,087 | | 46,087 |
| 25 少年自然の家費 | 1,313 | 1,313 | | 1,313 |
| 27 博物館費 | 31,598 | 44,845 | | 44,845 |
| 30 生涯学習まちづくり推進事業費 | 17,699 | 17,699 | | 17,699 |
| 30 保健体育費 | 1,624,863 | 1,627,527 | | 1,627,527 |
| 20 学校給食費 | 1,624,863 | 1,627,527 | | 1,627,527 |

※ 人件費を除く

木 財 第 ４ ７ ０ 号
令和８年８月２１日

木更津市教育委員会教育長　　廣　部　　昌　弘　様

木更津市長　　渡　辺　　芳　邦
（公印省略）

令和８年９月市議会定例会に附議する教育委員会に係る予算議案の意見聴取について

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定により、別添のとおり予算に関する説明書案を送付します。

【問合せ先】
担当：財務部財政課　久野
内線：８７２６

## ２．歳入

50款 分担金及び負担金　55款 使用料及び手数料　60款 国庫支出金　65款 県支出金

（単位 ： 千円）

| 款　項　目 | 補正前の予算額 | 補正予算額 | 計 | 節 区分 | 節 金額 | 説明 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 50 分担金及び負担金 | 553,790 | 2,540 | 556,330 | | | |
| 5 負担金 | 553,790 | 2,540 | 556,330 | | | |
| 8 衛生費負担金 | 328,110 | 2,540 | 330,650 | 5 保健衛生費負担金 | 2,540 | １．地域救急医療事業構成市負担金 |
| 55 使用料及び手数料 | 1,046,645 | 95,085 | 1,141,730 | | | |
| 10 手数料 | 596,486 | 95,085 | 691,571 | | | |
| 10 衛生手数料 | 506,617 | 95,085 | 601,702 | 10 清掃手数料現年度分 | 95,085 | １．指定ごみ袋に係る一般廃棄物処理手数料 |
| 60 国庫支出金 | 12,638,729 | 71,674 | 12,710,403 | | | |
| 10 国庫補助金 | 3,013,980 | 71,674 | 3,085,654 | | | |
| 5 総務費国庫補助金 | 1,789,408 | 70,857 | 1,860,265 | 5 総務管理費補助金 | 70,857 | １．地域未来交付金（地域未来推進型） 26,250<br>２．物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 44,607 |
| 10 民生費国庫補助金 | 640,651 | 14,070 | 654,721 | 5 社会福祉費補助金 | 4,950 | １．地域診療情報連携推進費補助金 |
| | | | | 10 児童福祉費補助金 | 9,120 | １．子ども・子育て支援交付金 |
| 25 土木費国庫補助金 | 397,058 | △ 13,253 | 383,805 | 5 道路橋りょう費補助金 | △ 13,253 | １．道路更新防災等対策事業費補助金 |
| 65 県支出金 | 4,944,086 | 9,616 | 4,953,702 | | | |
| 10 県補助金 | 1,454,277 | 9,120 | 1,463,397 | | | |
| 10 民生費県補助金 | 786,517 | 9,120 | 795,637 | 10 児童福祉費補助金 | 9,120 | １．子ども・子育て支援交付金 |
| 15 県委託金 | 304,891 | 496 | 305,387 | | | |
| 5 総務費県委託金 | 282,638 | 426 | 283,064 | 20 選挙費委託金 | 426 | １．千葉県議会議員選挙費委託金 |

65款 県支出金　75款 寄附金　80款 繰入金　（単位 ： 千円）

| 款 | 項 | 目 | 補正前の予算額 | 補正予算額 | 計 | 節 区分 | 節 金額 | 説明 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 10 民生費県委託金 | 0 | 70 | 70 | 5 社会福祉費委託金 | 70 | 1．国民生活基礎調査委託金 |
| 20 | 75 寄附金 | | 552,008 | 11,450 | 563,458 | | | |
| | 5 寄附金 | | 552,008 | 11,450 | 563,458 | | | |
| | | 3 一般寄附金 | 0 | 1,000 | 1,000 | 5 一般寄附金 | 1,000 | |
| | | 5 総務費寄附金 | 551,500 | 6,450 | 557,950 | 5 総務管理費寄附金 | 100 | 1．企業版ふるさと納税寄附金 |
| | | | | | | 15 企画費寄附金 | 6,350 | 1．吾妻公園文化芸術施設整備運営基金寄附金 3,250<br>2．企業版ふるさと納税寄附金 3,100 |
| | | 10 民生費寄附金 | 0 | 1,000 | 1,000 | 20 災害救助費寄附金 | 1,000 | 1．企業版ふるさと納税寄附金 |
| | | 30 教育費寄附金 | 500 | 3,000 | 3,500 | 15 中学校費寄附金 | 3,000 | 1．企業版ふるさと納税寄附金 |
| | 80 繰入金 | | 1,833,191 | 69,603 | 1,902,794 | | | |
| | 5 基金繰入金 | | 1,672,434 | 69,178 | 1,741,612 | | | |
| | | 5 財政調整基金繰入金 | 1,300,186 | 67,678 | 1,367,864 | 5 財政調整基金繰入金 | 67,678 | |
| | | 7 庁舎整備基金繰入金 | 330,349 | 1,500 | 331,849 | 50 庁舎整備基金繰入金 | 1,500 | |
| | 10 特別会計繰入金 | | 160,757 | 425 | 161,182 | | | |
| | | 20 介護保険特別会計繰入金 | 160,757 | 425 | 161,182 | 5 重層的支援体制整備事業繰入金 | 425 | |

90款 諸収入　95款 市債

（単位 ： 千円）

| 款　項　目 | 補正前の予算額 | 補正予算額 | 計 | 節 区分 | 節 金額 | 説明 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 90 諸収入 | 1,338,482 | △ 21,846 | 1,316,636 | | | |
| 30 雑入 | 924,653 | △ 21,846 | 902,807 | | | |
| 7 違約金 | 0 | 2,479 | 2,479 | 5 違約金 | 2,479 | |
| 15 雑入 | 653,189 | △ 24,325 | 628,864 | 10 雑入 | △ 24,325 | 1．デジタル基盤改革支援補助金 |
| 95 市債 | 1,984,300 | 151,600 | 2,135,900 | | | |
| 5 市債 | 1,984,300 | 151,600 | 2,135,900 | | | |
| 30 土木債 | 355,100 | 147,000 | 502,100 | 5 道路橋りょう債 | 21,700 | 1．橋りょう長寿命化事業債 |
| | | | | 15 都市計画債 | 125,300 | 1．街路整備事業債 |
| 45 災害復旧債 | 0 | 4,600 | 4,600 | 5 公共土木施設災害復旧債 | 4,600 | |

（単位 ： 千円）

50款 教育費

| 款　項　目 | 補正前の予算額 | 補正予算額 | 計 | 補正予算額の財源内訳 | | | | 節 | | 説　明 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 | 区　分 | 金　額 | | |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | | | | |
| 50 教育費 | 5,858,696 | 6,995 | 5,865,691 | | | 3,000 | 3,995 | | | | |
| 5 教育総務費 | 714,227 | 231 | 714,458 | | | | 231 | | | | |
| 17 まなび支援センター費 | 197,516 | 231 | 197,747 | | | | 231 | 10 需用費 | 231 | 1．まなび支援センター事業費 | 231 |
| | | | | | | | | | | （１）副読本製作事業費 | |
| 10 小学校費 | 1,535,390 | 2,258 | 1,537,648 | | | | 2,258 | | | | |
| 5 学校管理費 | 718,616 | 2,258 | 720,874 | | | | 2,258 | 12 委託料 | 2,258 | 1．学校維持管理運営費 | 2,258 |
| | | | | | | | | | | （１）学校図書館システム管理運営費 | |
| 15 中学校費 | 1,374,261 | 4,506 | 1,378,767 | | | 3,000 | 1,506 | | | | |
| 5 学校管理費 | 489,586 | 1,506 | 491,092 | | | | 1,506 | 12 委託料 | 1,506 | 1．学校維持管理運営費 | 1,506 |
| | | | | | | | | | | （１）学校図書館システム管理運営費 | |
| 10 教育振興費 | 150,490 | 3,000 | 153,490 | | | 3,000 | 0 | 12 委託料 | 3,000 | 1．総合的な学習推進事業費 | |

報告第１２号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、木更津市議会の議決により指定された市長の専決事項に基づいて、別紙専決処分書抄本のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年８月２７日提出

木更津市長　　渡　辺　　芳　邦

# 専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、木更津市議会の議決を得た「専決事項の指定について（昭和４８年3月２８日制定）」の（1）及び（2）の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年７月１７日

木更津市長　　渡　辺　　芳　邦

専決第９号

損害賠償の額の決定及び和解について

１　市の義務に属する損害賠償の額及び和解額

３９５，２００円

２　賠償の相手方　　個人

３　賠 償 の 理 由　　令和８年２月１０日午前９時ごろ、木更津市立波岡小学校視聴覚室において授業中に当該校の教諭が相手方と接触し、相手方の左手指を負傷させた。

この事故について調査したところ、市側に過失があると認められるので、上記金額を賠償し、和解する。